

人権

ハンセン病について正しく理解し 患者・元患者の皆さんに対する 偏見や差別をなくしましょう

私たち一人ひとりが、ハンセン病についての正しい知識と理解を持つことが、これまで長く続いてきた偏見や差別をなくするための第一歩です。

1. ハンセン病は治る病気です。

ハンセン病のかつての病名は「らい」でした。しかし、長い間人々が「らい」に対して抱いてきた偏見や差別を解消し、正しい認識をもってほしいという願いから、らい菌の発見者であるノルウェーの医学者ハンセン博士の名をとってハンセン病と改められました。

伝染力の極めて弱い病原菌による感染症です。

遺伝病ではありません。

万一感染しても、ほとんど発病の危険性はありません。

菌は治療により数日で伝染性を失い、

軽快した患者と接触しても感染することはありません。

不治の病気ではなく、完治する病気です。

早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。

どんな治療法があるかご存知ですか？

治療法として、プロミンによる単剤治療が行われ、一九四三年画期的な成功が報告されました。現在では、リファンピリンなどの多剤併用療法を適切に用いることにより、障害を残すことなく、外来治療によって完治する病気となりました。

3. ハンセン病療養所の現状について

わが国では、平成一四年度末現在、十三か所の国立ハンセン病療養所及び二か所の私立療養所において三八〇人の方が入所療養しています。ほとんどの入所者がハンセン病自体は治癒していますが、高齢であること、ハンセン病による後遺症としての障害を持っていること、社会生活体験をほとんど有していないことなどのために、地域社会への復帰が困難となっています。また、わが国の社会に残っている偏見や差別は、地域社会への復帰や地域の人々との交流を妨げる原因となっています。

(以上の記述は財団法人藤楓協会発行「平成十五年度藤楓だより」を参考にしました。) ハンセン病の患者・元患者のみなさんに関する人権問題について、私たち一人ひとりが、自らの問題として理解を深め、基本的な人権が尊重される、偏見や差別のない社会を実現しましょう。

法務局人権擁護局・熊本地方事務局・

熊本県人権擁護委員会連合会・熊本県人権啓発ネットワーク協議会

国民年金だより

20 歳になったら 国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も、納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合には、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

